

改 正 後	現 行
第1章 土地改良事業と費用対効果分析 第6節 費用対効果分析の実際 4 効果（便益）の測定方法と評価基準 （1）総費用総便益比（経済性の側面からの評価） 一般的にある事業計画において、総費用（評価期間に要する全ての費用）とそれから生ずる総便益（評価期間に生ずる全ての効果額〔純益額〕）を比較し、「総費用総便益比」が1.0以上であれば、事業計画は妥当性を有し、更にその大きさは同事業種内において、経済的優位性を示すものである。 <u>また、老朽化等により決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがあるために法第87条の4第1項の規定により実施する事業については、緊急防災等工事計画に基づき速やかに工事に着手する必要があることに鑑み、基本事業（事業の対象となる施設を造成した事業）による効用を継続的に発揮させるための計画的な更新事業が予定される地区であり、かつ、事業費の総額が10億円未満である場合に限り、「基本事業等の評価結果」（基本事業及び事業対象施設の受益地が含まれる同種の事業の経済性の評価結果で、農林水産省政策評価基本計画に基づき公表されたものを含む。）等を用いた以下のア又はイの簡便的な手法を、総費用総便益比に代わり適用することができるものとする。</u> <u>ア 基本事業等の評価結果を用いる手法</u>	第1章 土地改良事業と費用対効果分析 第6節 費用対効果分析の実際 4 効果（便益）の測定方法と評価基準 （1）総費用総便益比（経済性の側面からの評価） 一般的にある事業計画において、総費用（評価期間に要する全ての費用）とそれから生ずる総便益（評価期間に生ずる全ての効果額〔純益額〕）を比較し、「総費用総便益比」が1.0以上であれば、事業計画は妥当性を有し、更にその大きさは同事業種内において、経済的優位性を示すものである。

改 正 後	現 行
<u>【要件】</u> <u>次の①から③までを全て満たす場合、基本事業等の評価結果に当該事業の費用が織り込まれているものとする。</u> ① <u>基本事業等の評価結果の分析に用いられている手法が、総費用総便益比方式であること。</u> ② <u>当該事業の着手年度が基本事業等の評価結果の評価期間内であること。</u> ③ <u>費用（当該事業の整備内容が技術の進歩等を除き機能向上を伴わないものであること。）と効用（基本事業等の評価結果の前提となる営農状況と現時点の営農状況に、大きな変化がないこと。）の両面から、基本事業等の評価結果に大きな変化がないこと。</u> <u>【評価手法】</u> <u>受益面積の変化等に応じて補正した基本事業等の総費用総便益比により、当該事業の経済性を判断することができるものとする。</u> <u>また、基本事業等の評価結果が複数ある場合、経年による変化を考慮し、原則として当該事業の着手年度から最も近い年の評価結果を利用する。</u> <u>イ 事業を実施しなかった場合の被害額や追加費用と当該事業費を用いる手法</u> <u>事業を実施しなかった場合、人命又は財産への被害やこれらの被害を最小限とするための応急工事費、暫定的な機能確保のための現地仮復旧費用及び作物被害を防止するための番水、用水の反復利用に係る営農経費等の追加費用</u>	

改正後	現 行
<u>の発生が想定される。</u> <u>このような被害や追加費用の発生の防止を当該事業の 効果として捉え、これと当該事業費を比較することによ り、当該事業の経済性を判断することができるものとし る。</u> (2) 所得償還率（負担能力の側面からの評価） 土地改良事業の実施によって、作物生産の維持又は増加、 営農経費の節減、維持管理費の節減等が図られ、農業所得が 維持又は増加することとなる。 <u>実施された土地改良事業に農家負担がある場合、この農業 所得のうち、一部は事業費の農家負担分の償還に向けられ、 他の一部は家計費や生活面及び営農面の向上などへの新た な投資財源として振り向けられることになる。近年の土地改 良事業は更新整備が主体となっていることから、<u>現況年総農 業所得額</u>のうち償還に振り向けられる額の割合が0.2（平均 貯蓄性向：農家の可処分所得のうち貯蓄に振り向けられる率 である。）以下であれば受益者全体として償還の可能性があ るものとして負担能力の妥当性を判断することとする。</u> ただし、土地改良施設の新設事業及び更新事業のうち施設 の機能の向上に係る事業部分については、年総増加農業所得 額と新設事業及び更新事業のうち施設の機能を向上させる 部分に係る年償還額を対比し、農家負担金について償還の可 可能性の分析に代えることができるものとし、事業による増加	(2) 所得償還率（負担能力の側面からの評価） 土地改良事業の実施によって、作物生産の維持又は増加、 営農経費の節減、維持管理費の節減等が図られ、農業所得が 維持又は増加することとなる。 この農業所得のうち、一部は事業費の農家負担額の償還に 向けられ、他の一部は家計費や生活面及び営農面の向上など への新たな投資財源として振り向けられることになる。近年 の土地改良事業は更新整備が主体となっていることから、<u>現 況の農業所得</u>のうち償還に振り向けられる額の割合が0.2 （平均貯蓄性向：農家の可処分所得のうち貯蓄に振り向けら れる率である。）以下であれば受益者全体として償還の可能 性があるものとして負担能力の妥当性を判断することとす る。 ただし、土地改良施設の新設事業及び更新事業のうち施設 の機能の向上に係る事業部分については、年総増加農業所得 額と新設事業及び更新事業のうち施設の機能を向上させる 部分に係る年償還額を対比し、農家負担金について償還の可 可能性の分析に代えることができるものとし、事業による増加

改 正 後	現 行
所得のうち償還に振り向けられる額の割合が0.4（限界貯蓄性向：農家の増加可処分所得のうち償還に振り向けられる率である。）以下であれば受益者全体として償還の可能性があるものとして負担能力の妥当性を判断することとする。 <u>また、農家負担がない場合、農業所得の状況にかかわらず、償還の可能性があるものとして負担能力の妥当性を判断することとする。</u>	所得のうち償還に振り向けられる額の割合が0.4（限界貯蓄性向：農家の増加可処分所得のうち償還に振り向けられる率である。）以下であれば受益者全体として償還の可能性があるものとして負担能力の妥当性を判断することとする。